燃料費等調整制度とは

燃料費等調整制度とは

火力燃料（原油・LNG〔液化天然ガス〕・石炭）の価格変動および卸電力取引所におけるスポット市場価格の変動を電気料金に迅速に反映させるため、その変動に応じて、毎月自動的に電気料金を調整する制度です。

燃料費等調整のプラス・マイナス調整

燃料価格調整項と市場価格調整項を合わせた燃料費等調整単価が正の値の場合はプラス調整を、負の値の場合はマイナス調整を行います。

①燃料価格調整項

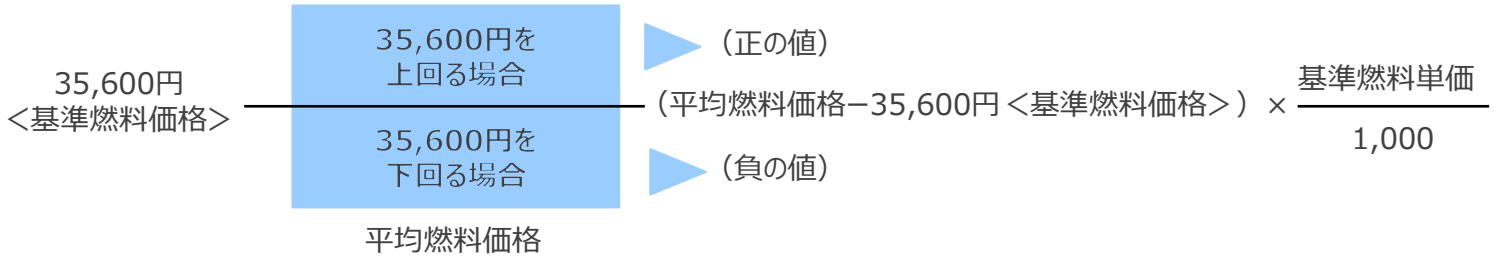

②市場価格調整項

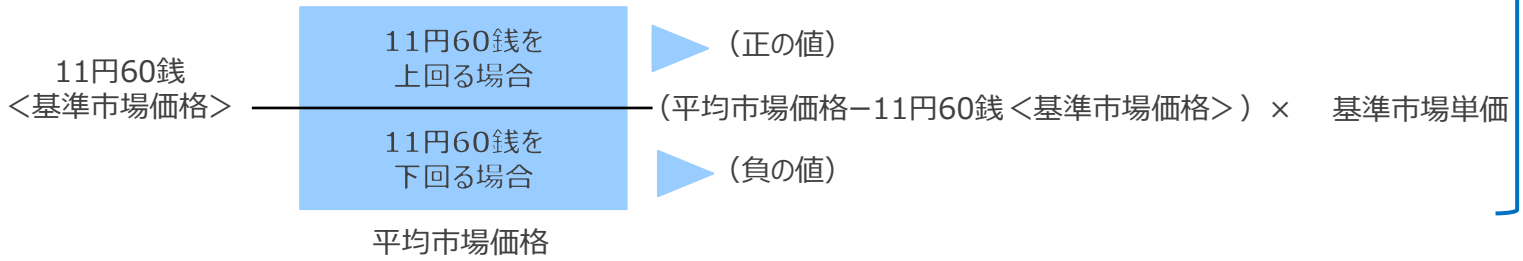

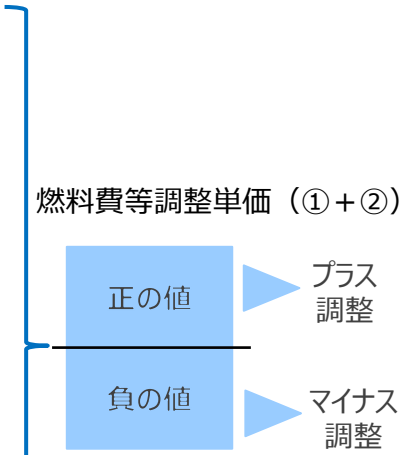

電気料金の算定方法

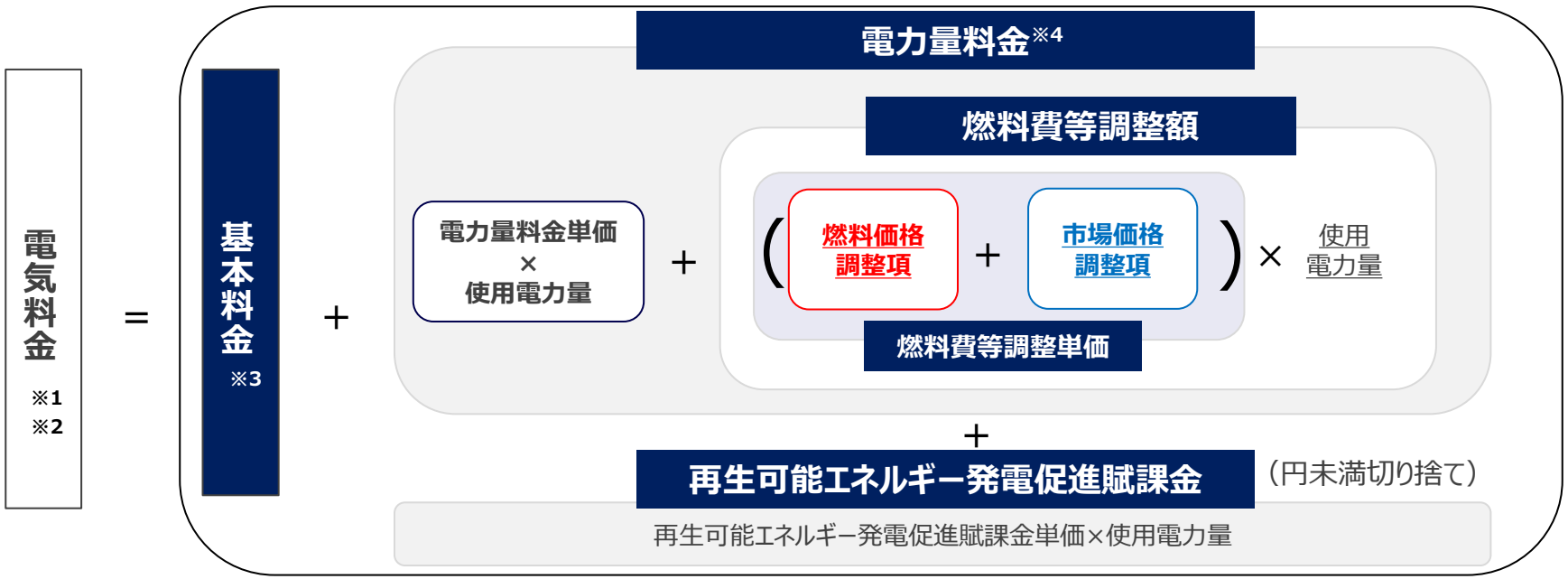

※１基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計し、円未満は切り捨てます。
※２消費税等相当額＝電気料金×10／110（円未満切り捨て）
※３まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
※４電気最終保障供給契約については、上記の算定式に加え市場価格調整額を加減算します。

燃料費等調整単価の算定式
（2026年6月以降）

燃料費等調整単価（銭/kWh） ＝

① 燃料価格調整項

（**平均燃料価格**（基準燃料価格）－ 35,600円）× 基準燃料単価 / 1,000

＋

② 市場価格調整項

（**平均市場価格**（基準市場価格）－ 11円60銭）× 基準市場単価

※燃料費等調整単価は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

燃料費等調整単価の算定の流れ

- 原油・LNG・石炭それぞれの１か月間の貿易統計価格にもとづき、毎月平均燃料価格を算定いたします。
- 算定された平均燃料価格と、料金設定の前提となる基準燃料価格を比較した差分により、燃料価格調整項を算定いたします。
- 卸電力取引所における１か月間のスポット市場価格にもとづき、毎月平均市場価格を算定いたします。
- 算定された平均市場価格と、料金設定の前提となる基準市場価格を比較した差分により、 市場価格調整項を算定いたします。
- 燃料費調整項と市場価格調整項にもとづき燃料費等調整単価を算定いたします。

燃料価格調整項

1.基準燃料価格

基準燃料価格とは、料金設定の前提となる平均燃料価格のことをいいます。

基準燃料価格 （原油換算1klあたり）	35,600円

2.毎月の平均燃料価格

原油・LNG・石炭それぞれの1か月の貿易統計価格と下記の算式により、算定いたします。

[平均燃料価格(原油換算1klあたり)＝ A ×α＋ B ×β＋ C ×γ]

A：1か月における1klあたりの平均原油価格	α＝0.1173
B：1か月における1tあたりの平均LNG価格	β=0.0643
C：1か月における1tあたりの平均石炭価格	γ=1.1607

※α・β・γは、原油・LNG・石炭について、原油へ単位を合わせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定いたします。

平均燃料価格の算定期間と電気料金への反映時期イメージ

各月分の燃料価格調整項は1か月間※の貿易統計価格にもとづき算定し、「燃料費等調整のお知らせ」公表日の翌々月分の電気料金に反映します。

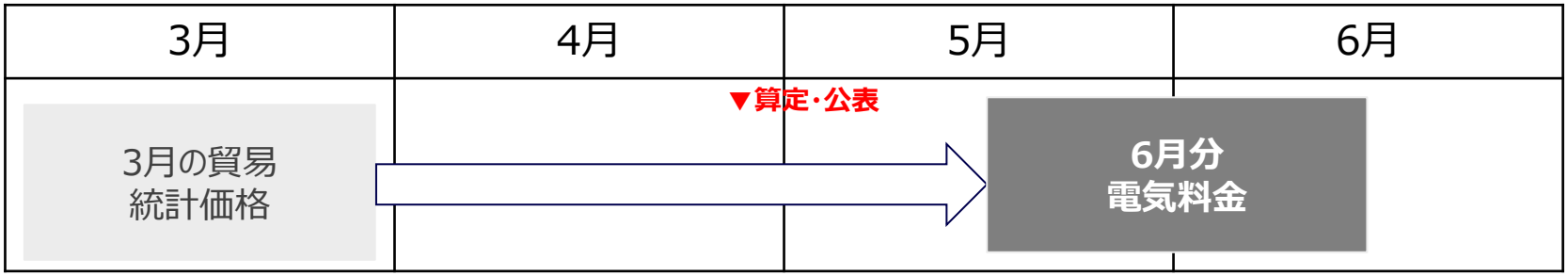

※3か月前の1か月間

3.基準燃料単価

平均燃料価格が1,000円/kl増減した場合に発生する電力量１kWhあたりの変動額のことをいい、以下のとおりです。

基準燃料単価（1kWhにつき）	高圧で供給を受ける場合	14銭4厘
	特別高圧で供給を受ける場合	14銭1厘

※基準燃料単価は、消費税等相当額を含みます。

市場価格調整項

4.基準市場価格

基準市場価格とは、料金設定の前提となる平均市場価格のことをいい、以下のとおりです。

基準市場価格 （1kWhにつき）	11円60銭

5.毎月の平均市場価格

卸電力取引所における１か月間のスポット市場価格にもとづき、毎月の平均市場価格を算定いたします。

平均市場価格の算定期間と電気料金への反映時期イメージ

各月分の市場価格調整項は1か月間※のスポット市場価格にもとづき算定し、「燃料費等調整のお知らせ」公表日の翌々月分の電気料金に反映します。

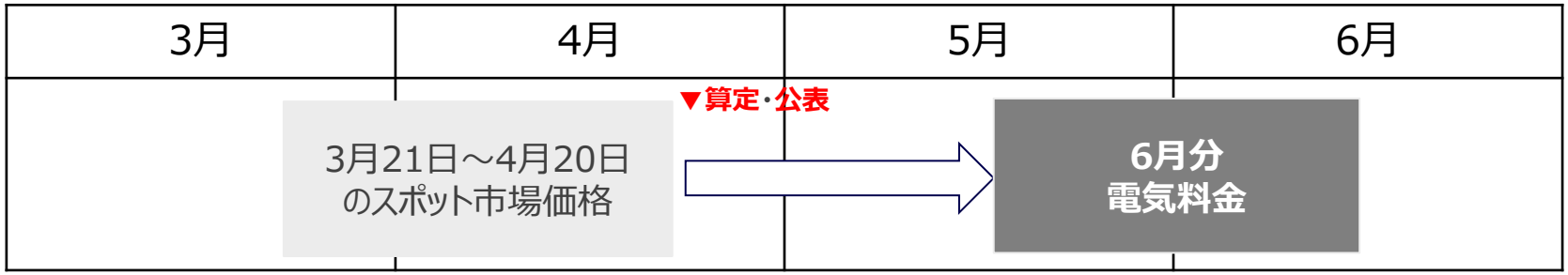

※3か月前の21日から2か月前の20日の1か月間

6.基準市場単価

平均市場価格が1円/kWh増減した場合に発生する電力量１kWhあたりの変動額のことをいいます。

＜高圧で電気の供給を受ける場合＞

a.検針日が毎月初日以外のお客さまの基準市場単価

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
基準市場単価（1kWhにつき）	毎年1月の料金に係る計量期間等	47銭4厘
	毎年2月の料金に係る計量期間等	47銭4厘
	毎年3月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年4月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年5月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年6月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年7月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	毎年8月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	毎年9月の料金に係る計量期間等	49銭2厘
	毎年10月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年11月の料金に係る計量期間等	39銭7厘
	毎年12月の料金に係る計量期間等	47銭4厘

b.検針日が毎月初日のお客さまの基準市場単価

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
基準市場単価（1kWhにつき）	毎年1月1日から1月31日までの期間	47銭4厘
	毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	47銭4厘
	毎年3月1日から3月31日までの期間	39銭7厘
	毎年4月1日から4月30日までの期間	39銭7厘
	毎年5月1日から5月31日までの期間	39銭7厘
	毎年6月1日から6月30日までの期間	39銭7厘
	毎年7月1日から7月31日までの期間	49銭2厘
	毎年8月1日から8月31日までの期間	49銭2厘
	毎年9月1日から9月30日までの期間	49銭2厘
	毎年10月1日から10月31日までの期間	39銭7厘
	毎年11月1日から11月30日までの期間	39銭7厘
	毎年12月1日から12月31日までの期間	47銭4厘

※基準市場単価は、消費税等相当額を含みます。

＜特別高圧で電気の供給を受ける場合＞

a.検針日が毎月初日以外のお客さまの基準市場単価

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
基準市場単価（1kWhにつき）	毎年1月の料金に係る計量期間等	46銭3厘
	毎年2月の料金に係る計量期間等	46銭3厘
	毎年3月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年4月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年5月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年6月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年7月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
	毎年8月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
	毎年9月の料金に係る計量期間等	48銭0厘
	毎年10月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年11月の料金に係る計量期間等	38銭7厘
	毎年12月の料金に係る計量期間等	46銭3厘

b.検針日が毎月初日のお客さまの基準市場単価

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
基準市場単価（1kWhにつき）	毎年1月1日から1月31日までの期間	46銭3厘
	毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	46銭3厘
	毎年3月1日から3月31日までの期間	38銭7厘
	毎年4月1日から4月30日までの期間	38銭7厘
	毎年5月1日から5月31日までの期間	38銭7厘
	毎年6月1日から6月30日までの期間	38銭7厘
	毎年7月1日から7月31日までの期間	48銭0厘
	毎年8月1日から8月31日までの期間	48銭0厘
	毎年9月1日から9月30日までの期間	48銭0厘
	毎年10月1日から10月31日までの期間	38銭7厘
	毎年11月1日から11月30日までの期間	38銭7厘
	毎年12月1日から12月31日までの期間	46銭3厘

※基準市場単価は、消費税等相当額を含みます。